（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

**第十六条**　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二中「については、」を「については」に、「とする」を「とし、同法附則第九条の二の二の規定による老齢基礎年金の受給権者に同号の基金が支給する年金については同令第二十四条第三項に定める額とする」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

**第十七条**　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四の表国民年金法第百三十条第二項（同法第百三十七条の十七第五項において準用する場合を含む。）の項及び昭和六十年改正法附則第三十四条第四項第一号の項中「附則第九条の二」の下に「若しくは第九条の二の二」を加え、同表国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第十一条の二の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 附則第九条の二又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第二十七条の規定 | 附則第九条の二又は国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）第十六条の四の規定により読み替えられた国民年金基金令第二十四条第二項 |
| 同令第二十四条第二項 | |
| 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百三十七号）第十一条の二 | |
| 同法附則第九条の二の二 | 国民年金法附則第九条の二の二 |

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

**第十八条**　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号。以下「中国残留邦人等支援法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第三号中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第九項」に、「附則第二十三条第十項」を「附則第二十三条第九項」に改め、同条第六項中「七十歳」を「七十五歳」に、「五年」を「十年」に改める。

**第十九条**　中国残留邦人等支援法施行令の一部を次のように改正する。

第十条第六項中「とする」を「と、同条第五項中「七十歳に達した日」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日」と、同項第一号中「八十歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日」とする」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

**第二十条**　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項の表第七十八条第一項の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 第七十八条の二第二項各号 | 五年 | 十年 |

第二十三条第五項の表第十一条の七の三第一項の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第十一条の七の三の二第一項 | 六十月 | 百二十月 |
| 第十一条の七の三の二第二項及び第三項 | 五年 | 十年 |

改定する。

| | |
|---|---|
| 一　旧船員保険法による老齢年金等の受給権者（被保険者である受給権者を除く。）について、第七十八条第一項及び第二項の規定により標準報酬の改定又は決定（以下この項において「標準報酬の改定等」という。）が行われていた場合における標準報酬の改定等が行われた日の属する月前における被保険者期間 | 六十五歳未満の被保険者である老齢厚生年金等の受給権者について、標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）その受給権者がその受給権を取得した月前における被保険者期間及び当該権利を取得した月以後における被保険者期間 |
| 二　六十五歳未満の被保険者である老齢厚生年金等の受給権者について、標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）その受給権者がその受給権を取得した月前における被保険者期間及び当該権利を取得した月以後における被保険者期間 | 六十五歳未満の被保険者である旧船員保険法による老齢年金等の受給権者について、標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）その受給権者がその受給権を取得した月前における被保険者期間及び当該権利を取得した月以後における被保険者期間 |
| 三　六十五歳未満の被保険者である老齢厚生年金等の受給権者について、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六十七号）第百十六条第一項の規定により読み替えられた旧船員保険法（以下この項において「旧船員保険法」という。）第二十八条ノ二第一項の規定により標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）その受給権者がその受給権を取得した月前における被保険者期間及び当該権利を取得した月以後における被保険者期間 | 六十五歳以上の被保険者である旧船員保険法による老齢年金等の受給権者について、標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）その受給権者がその受給権を取得した月前における被保険者期間及び当該権利を取得した月以後における被保険者期間 |
| 四　六十五歳以上の被保険者である老齢厚生年金等の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）六十五歳に達した日の属する月前における被保険者期間及び六十五歳に達した日の属する月以後における離婚時みなし被保険者期間 | 六十五歳以上の被保険者である旧船員保険法による老齢年金等の受給権者について、離婚時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）六十五歳に達した日の属する月前における被保険者期間及び六十五歳に達した日の属する月以後における離婚時みなし被保険者期間 |
| 五　六十五歳以上の被保険者である老齢厚生年金等の受給権者について、読替え後の旧船員保険法第三十八条ノ二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により標準報酬の改定等が行われた場合（同号に係る部分に限る。）同項（第二号に係る部分に限る。）の規定により標準報酬の改定等が行われた場合（同号に係る部分に限る。）の規定により標準報酬の改定等までの間に同項（第一号に係る部分に限る。）の規定により標準報酬の改定等が行われた場合（同号に係る部分に限る。）の規定により標準報酬の改定等までの間に